

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員の希望者全員の正社員化を。

めさせ、均等待遇、なくそう差別！

ユニオンは労契法裁判に勝利するぞ！

# 郵政労契法20条裁判 勝利に向けて

# 未来



全労協・郵政産業労働者  
ユニオン長崎中郵支部  
機関紙「みらい」  
NO. 3822  
18年1月19日(金)  
Fax 095-828-1953

おはようございます。  
年末年始繁忙は終わりましたが、一息つく間もなく、昨日から3日間の予定で2月4日投票の県知事選の入場券配達となりました。今後も選挙関連の郵便が多く出ることが予想されます。  
また職場ではインフルエンザや風邪で休む社員が増えています。11月からの長い繁忙で疲労が蓄積され感染しやすくなっています。  
体調と相談しながらできるだけ無理せずにやりましょう。

さて、2014年夏に提訴し、私たち郵政ユニオンが総力を挙げてたたかっている「労働契約法20条裁判」が山場を迎えています。  
この裁判は、雇用期間の定めがあることによる不合理な労働条件を禁止する「労働契約法20条」を基に均等待遇・格差是正を求めたものです。

このたたかひについて中央本部から以下の取り組み要請がなされています。取り組み要請(抜粋)と今後の日程を紹介します。皆さんのご理解とご協力をお願いしたいと思います。

『連日の活動と年末繁忙のお仕事、大変ご苦労様です。今年もよろしくお願ひします。』  
労働契約法20条裁判は提訴から約3年半が経過し、東日本裁判は昨年9月14日の東京地裁判決で勝利的な判決を勝ち取りました。裁判は東京高裁・控訴審に舞台を移し、第一回控訴審が2018年2月13日に行われます。



## 今後の労契法20条裁判の具体的なとりくみ

### 1. 東日本裁判控訴審

第1回控訴審 2月13日(火) 15:00~ 東京高裁822号  
当日の行動  
裁判所前宣伝行動 13:30~14:00 マイクとビラ配布  
報告集会 15:30~ 弁護士会館508ABC(定員56人)  
・委員長あいさつ・弁護団報告・原告決意表明等

なお当日、衆院第二議員会館で、「3・5均等待遇と正社員化を求め院内集会」に向けての議員要請行動を行ないます。

### 2. 西日本裁判判決 2月21日(水) 13:10~

大阪地裁809号法廷

#### (1) 当日の行動

判決終了後、記者会見  
報告集会 14:00~ 中之島公会堂  
ユニオン新聞号外の発行等

#### (2) 判決日までの行動

非正規差別をなくそう！労契法20条裁判勝利！街頭宣伝  
・18:30~19:30 ・HEPナビ前  
大阪医科大学・松浦さん判決のとりくみ  
・1月24日(水) 13:10~ 大阪地裁809号法廷

### 3. 佐賀裁判控訴審

(1) 第3回控訴審 3月20日(火) 15:30~ 福岡高裁

西日本裁判は2月21日に判決を迎えます。裁判では東日本判決をさらに前進させ、勝利をめざしています。  
昨年10月、本部は労働契約法20条裁判の新たな運動方針として「9・14東京地裁判決を活かしてのとりくみ」を発売しました。この方針に基づき、控訴審・地裁のたたかひ、要求書の提出等、判決を活かした



とりくみを展開しています。そして、新たな年2018年は20条裁判「勝負の年」になろうとしています。組合、原告、弁護団、支える会、支援一体となつて、「非正規差別NO！」の勝利を勝ちとつていきたいと思ひます。

昨年、10月18日に本部が提出した手当の支給と休暇の付与を求める要求に対して、会社は全て「要求には応じられない」という地裁判決と格差是正を求める社会的な声を無視した恥知らずな回答を行なつてきました。判決日翌日の控訴の姿勢も合わせ、裁判での決定的な勝利をめざしていきましょう。」

以上です。

期間雇用パート労働者の皆さん! 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。

1集-山本, 2集-向井, 3集-山田, 郵便-高田, ゆうちよ銀-上筋, 東-松岡, 他支部・分会の役員へ。